

## よくあるご質問（Q&A集）

### ▼受講生及び受講要件等について

**Q：緑の雇用研修生の受講は可能か？**

A：「緑の雇用」事業の研修実施日から除外すれば受講可能です。

**Q：受講要件に「林業架線作業の経験者（ワイヤロープ加工を含む）であること。」とあるが、技量的な目安はあるのか？**

A：具体的な技量の目安はありませんが、索張り作業やワイヤロープ加工についての実務経験を有し、労働安全衛生規則、架線作業に用いる装置・器具の用語や用途を理解している者です。

**Q：機械集材装置の運転業務に係る特別教育や簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育を修了していない者の受講は可能か？**

A：研修における実習では、機械集材装置や簡易架線集材装置等の運転は行わないので、特別教育を修了していなくても受講できます。

**Q：労働災害（労災）保険の加入は必要か？**

A：本研修期間中も労働者災害補償保険の適用を受けている者であることが必要です。  
なお、個人事業主はこの限りではありません。

**Q：林業架線作業主任者免許試験に合格し、免許証の交付申請中の者は受講できるのか？**

A：同試験に合格し、免許証の交付申請中の者でも、他の受講要件を満たしていれば受講できます。ただし、同試験の合格を証するもののコピーを提出していただきます。

**Q：受講することにより、資格等は得られるのか？**

A：現在のところ、資格等の認定制度はありません。高度な架線技能が学べる自己研鑽の場としての位置付けでご参加ください。

なお、研修修了者には、林野庁長官名の修了証書が交付されます。

ただし、ワイヤロープ加工実習や支柱作設実習で、技量不足及び研修の受講態度等から十分な研修ができなかったと講師等が判断した場合は、修了証書の発行ができないことがあります。

**Q：受講生は1班当たり何名がよいか？**

A：研修の効率・効果を考え、5名程度とします。

## ▼講師の選定について

Q：講師は、都道府県や研修実施希望者等（以下「県等」という。）が選定するのか？

A：講師は、フォレスト・サーベイが都道府県別に把握している熟練技能者のリストの中から平成 26 年度実施の当該事業の「試行的運用検討会」又は平成 27 年度実施の「現地検討会」に参加した者を基本として県等に選定していただきます。選定に当たっては、フォレスト・サーベイの担当者がサポートしますので、気軽にご相談下さい。なお、講師の選任は、県等の意向を勘案してフォレスト・サーベイが行います。

Q：5日間の研修で、1人の講師での対応が難しい場合は、講師を2～3日間ずつ交代で2名でも構わないか？

A：講師のスケジュールの都合上、1人の講師で対応できない場合は、途中で交代しても構いません。ただし、2名の講師間での引き継ぎがスムーズにできるように調整して下さい。

Q：1班につき2名の講師をつけることは可能か？

A：フォレスト・サーベイで負担できる経費は1班につき、講師1名分の謝金及び旅費のみです。

## ▼経費負担について

Q：研修経費で県等が負担するものは何もないのか？

A：研修経費は、原則、フォレスト・サーベイが負担しますので、県等が負担する経費はありません。ただし、県等担当者の旅費等は負担できません。

Q：座学会場は、「研修期間中（5日間）の使用が可能な場所を確保して下さい。」とあるが、会場を借り上げて実施する場合、実習で使用しない日時も含めて5日間借用することになるのか？

A：降雨等の関係で、研修カリキュラムを変更しなければならないことも考えられるため、使用の可否にかかわらず5日間の借用をお願いします。借料は、5日間分をお支払いします。

Q：座学会場を借り上げて使用する場合、研修実施前に使用料の支払いを求められた場合は、立て替えて支払うことになるのか？

A：県等に立て替えて支払っていただくことはありません。事前納付が必要な場合にはフォレスト・サーベイに連絡いただければ、指定期日までにお支払いします。

## ▼研修器材等の準備について

Q：ワイヤロープ加工の実習で使用するワイヤロープは、県等で準備しなくてもよいか？

A：フォレスト・サーベイが必要量を購入して、研修実施前に県等あてに送付します。

Q：実習で使用する器材等で、県等で準備できないものがある場合は、どうすればよいか？

A：県等で所有していないために準備できない器材等がある場合には、事前にフォレスト・サーベイにご連絡下さい。

## ▼講師の謝金等について

Q：講師の謝金はいくらか？

A：講師の謝金は25,000円/日です。なお、事前打合せ等を半日実施した場合は12,500円です。また、別途、日当を2,000円支給します。

Q：講師が研修会場へ行く際の交通費は出るのか？

A：公共の交通機関を利用する場合は、実費を支給します。また、自家用車を利用して、自宅と研修会場の距離が15kmをこえる場合、支給の対象となります。なお、職場内研修支援型（OJT型）などで研修会場が事業体等の事業地である場合は、通常勤務の範囲とみなし支給の対象とはなりません。

Q：講師が、車で現地実習会場まで移動する場合、交通費はいくら出るのか？

A：上記の条件にあてはまる場合、1kmあたり37円（保険料、原価償却費等含む）を支給します。駐車場料金がかかった場合は、領収書の提出をもって支給します。  
なお、高速道路は、原則として高速道路の走行区間が30km以上の場合に利用することができます。高速料金は、基本的に領収書で精算しますが、ETCを利用する場合は、インターネットのETC利用照会サービスで発行される利用証明書を提出していただきます。

Q：講師が研修中に宿泊した場合の宿泊費は出るのか？

A：片道の通勤時間が1時間半程度を目処に、それ以上かかる場合は宿泊を認めます。その場合、1泊あたり9,000円（定額）を支給します。宿泊を証明するために、宿泊料金の領収証は、精算時に必ず提出して下さい。

※通勤時間を理由とする以外の宿泊には宿泊費をお支払いできません。

Q：受講生の交通費・宿泊費・日当は出るのか？

A：受講生への交通費等の旅費の支給はありません。研修参加にかかる費用は受講生が負担することになります。

## ▼研修会場について

Q：座学会場について、連続5日間の使用が難しい場合は、2か所になっても構わないか？

A：1箇所での確保が困難な場合はやむを得ないです。その場合は、カリキュラムを参考に座学会場から現場実習を行う場所までのアクセスが良い場所を選定して下さい。（概ね1時間程度以内の範囲）

Q：研修においては、支障木の伐採等はないのか？

A：架線計画や支柱作設実習では、支障木を伐採するようなことはありません。歩行の際に支障になる下草程度のものを部分的に踏みつけたり、鉋等で刈払う程度のことはあります。保安林等の制限林で、作業行為等の手続きが必要な場合は、事前に手続きを取っていただきます。

Q：架線集材現場見学地が確保できなければ、研修は実施できないのか？

A：主索を用いた方式で架線作業を実行している現場が見つからない場合は、事前にフォレスト・サーベイにご相談下さい。

## ▼研修カリキュラムについて

Q：作業計画・架設計画では、具体的にどのようなことを行うのか？

A：室内では、県等に準備していただいた森林基本図、地形図等を使用して、受講生一人ひとりが自らの考えで、生産性を意識した作業システムや索張り方式等、架線の位置、支柱、土場、集材機の設置場所等の作業計画、架線計画の検討を行った後、班長が中心になって、森林基本図上にこれらの作業計画、架線計画を取りまとめて班としての机上案を作成します。

現地踏査では、机上で計画した架線計画等を基に、実際に現地を調査し、使用可能な支柱等が実在するか、アンカーが確保できるか、土場の位置や集材機の設置場所等を確認又は選定し直す場合の調査を行います。その後、室内で、現地の調査・確認結果を踏まえながら、最終的な計画に必要な器材等を含む架線計画等を立案します。

計画発表・討議では、現地において、受講生から、最終的に立案した作業計画・架線計画に基づいて、支柱や集材機設置場所等の主要な箇所の選定理由等を説明し、講師等からの質問・疑問点等に答える方法により、架線計画等での留意点の外、ノウハウ等を学びます。

また、架線計画案や基礎情報（現地の林況、作業方法、作業工期等）を基に架線設計計算や生産性の予測計算等の演習も行います。

**Q：支柱作設実習では、具体的にどのようなことを行うのか？**

A：選定した立木を元柱等に想定し、主索の方向、前方角、後方角等の一定の条件を示し、受講生が主体となって、当て木の取り付け、サドルブロックやガイドブロックの取り付け、ガイラインの設置等の作業を行います。作設に当たっては、作業主任者としての確かな作業指揮がとれるよう、労働安全衛生規則等に則り、安全に効率よく行うための作業手順やノウハウを習得していただきます。ガイラインの設置では、トルクレンチを用いて固定したクリップの締付けトルクを確認します。

サドルブロックの取り付け等は、本来は高所に取り付ける実習が望ましいと考えますが、安全面、立木の損傷を防ぐ等の観点から、梯子を使用して行う程度の高さで実施します。

また、器材の運搬、作設した支柱等の撤収作業も実習時間内に受講生に行っていただくことを基本とします。

**Q：架線集材現場見学では、具体的にどのようなことを行うのか？**

A：現場に到着後、現場責任者等の方から作業システムや架線計画の概要について説明を受けた後、受講生から質問等をしていただきます。

その後、作業中の場合は、安全が確保できる場所を講師に判断していただいて、その場所で、機械集材装置の設置状況について、チェック表を使って確認していただきます。また、休憩時間を活用するなど、できるだけ現場確認ができるように努めます。

一方、作業の一時休止の協力が得られた場合は、集材機の設置方法、各支柱の作設方法等についてチェック表を参考に、安全面や自社のやり方に対して良い点、悪い点等を確認していただき、疑問点等があれば質問するなどして確認していただきます。また、ノウハウ・コツがあれば積極的に吸収していただきます。

これらの現場見学の結果については、意見交換の場で、各受講生から発表していただき、良い点は積極的な吸収に努めていただきます。

**Q：ワイヤロープ加工では、具体的にどのようなことを行うのか？**

A：準備したワイヤロープを使用して、受講生毎にアイスプライスの加工と、班単位でセミロングプライスの加工実習を行います。

## ▼その他

**Q：研修を実施する上で、運営管理事務を委託できるのか？**

A：架線研修では、フォレスト・サーベイが研修の全日程滞在し、県等の協力を得ながら運営管理を行いますので、運営管理事務の委託は不要です。

**Q：研修終了後に県等から提出しなければならない報告書等はあるのか？**

A：架線研修では、フォレスト・サーベイが研修の全日程滞在し、実施結果を確認しますので、基本的に提出を要する報告書等はありません。

その他、ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

**一般社団法人 フォレスト・サーベイ**

**森林技能者育成事務局**

担当者：西原、石井、大山

TEL:03-6737-1297（祝日を除く月～金曜日 9:15～17:30）

FAX:03-6737-1298

メールアドレス：[romou@f-survey.jp](mailto:romou@f-survey.jp)

ホームページ：<http://www.f-survey.jp/>

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地